

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 2 5 日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部
事務局長 国則 勝英

被扶養者の国内居住要件追加に伴う事務手続の変更について（通知）

日頃から当共済組合の事業運営に関し、ご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和2年2月4日付け公共高第470号「被扶養者の国内居住要件等について（通知）」において通知しました、令和2年4月1日から被扶養者の認定要件に国内居住要件が追加されることに伴う令和2年4月1日以降の被扶養者の認定及び住所変更の手続き等についてお知らせします。

つきましては、下記の変更内容をご確認のうえ、貴所属の組合員への周知及び変更後の事務手続について適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、事務手続の変更に伴い、「福祉事務の手引」の一部改正を行いましたので申し添えます。

記

1. 令和2年4月1日以降の事務手続について

（1）被扶養者認定手続

- ア 認定対象者の住所が国内にあること（国内居住要件を満たすこと）を確認するため、認定申告時の提出書類として「住民票」を必須書類としました。
- イ 認定対象者が国内居住要件の例外に該当する場合は、日本国内に住所がない（住民票がない）としても、添付書類を提出することで、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外（国内居住要件を満たす者）として取り扱うため、国内居住要件の例外該当事由を申請のうえ、添付書類の提出が必要となりました。
- ウ 被扶養者認定時に申告する「住所」について、住民票上の住所とされました。現在、共済組合において実際の居住地を管理しているため、住民票の住所と実際の居住地の住所を申告するようにしました。

(2) 住所変更手続

認定されている被扶養者が国内居住要件の例外に該当することとなった場合は、住所変更の手続時に国内居住要件の例外該当事由を申請のうえ、添付書類の提出が必要となりました。

※住所変更時に申告する住所は実際の居住地の住所です。

(3) 被扶養者認定取消手続

国内居住要件の例外に該当しなくなったときは被扶養者の認定要件に該当しなくなるため、認定取消手続が必要となりました。

2. 「福祉事務の手引」及び申告書の様式変更について

国内居住要件の追加による事務手続の変更に伴い、「福祉事務の手引」及び申告書の様式について別添のとおり変更しましたので差し替えをお願いします。

(1) 福祉事務の手引（P 1 ～ P 2 5）

- ・ 手続内容の追加・変更等
- ・ **現在の P 1 ～ P 2 2 を破棄し、上記内容に差し替えてください。**

(2) 記載事項等変更申告書（組合員） 【様式第2-4号】 及び記入例

- ・ 被扶養者の国内居住要件の例外該当事由欄の追加

(3) 記載事項等変更申告書（被扶養者） 【様式第2-5】 及び記入例

- ・ 被扶養者の国内居住要件の例外該当事由欄の追加

(4) 被扶養者認定（種別切替）・取消申告書 【様式第2-9号】 及び記入例

- ・ 住民票の住所欄、実際の居住地の住所欄の追加
- ・ 被扶養者の国内居住要件の例外該当事由欄の追加
- ・ 申告書 1 枚につき 1 人の申請に変更

3. 新様式の申告書の使用について

新様式の申告書については、令和 2 年 4 月 1 日以降の手続きから使用してください。

なお、**令和 2 年 4 月 1 日新規採用者等に対して 3 月中に被扶養者の認定について案内をする場合は、今回送付した新様式を案内してください。**

ホームページに掲載している「福祉事務の手引」及び申告書様式の更新は、令和 2 年 4 月 1 日としております。それまでは今回送付した様式での対応をお願いいたします。

〔 担 当 〕 公立学校共済組合高知支部 共済班 岡田 〔 T E L 〕 0 8 8 — 8 2 1 — 4 8 1 3
